

人事・労務に役立つ情報満載！

# ニュースレター

by 金ちゃん先生



10  
2020

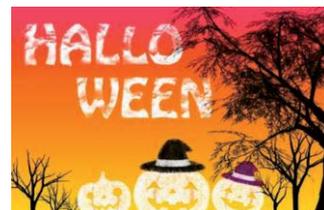
発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail [bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp](mailto:bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp)

発行日：2020年9月28日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算133号



## 耳寄り情報1

## ◆身近な労働法の解説⑱ 一賃金の非常時払一

賃金は、一定の期日を定めて支払わなければなりません（賞与や臨時の賃金等は除く。労基法 24 条 2 項）が、その特則として、労働者が請求する場合に、給与支給日前であっても支払わなければならない「非常時払」という制度があります。今回は非常時払について解説します。

### 1. 非常時払とは

労基法 25 条は、「使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。」としています。

労働者は、賃金の支払期日前であっても、不時の出費を必要とする事情が生じた時の費用に充てるために繰上げ払いを請求できます。使用者は、労働者から非常時払の請求があった場合、支払義務が生じます。違反には罰則があります（労基法 120 条）。

### 2. 非常の場合とは（労基法 25 条、労基法則 9 条）

- ① 労働者またはその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、または災害をうけた場合
- ② 労働者またはその収入によって生計を維持する者が結婚し、または死亡した場合
- ③ 労働者またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により一週間以上にわたって帰郷する場合

「その収入によって生計を維持する者」とは、労働者が扶養義務を負っている親族のみに限らず、労働者の収入で生計を営む者であれば、親族でなく同居人であっても差し支えありませんが、親族であっても独立の生計を営む者は含まれません。

上記①の「疾病」「災害」には、業務上の疾病や負傷のみならず、業務外のいわゆる私傷病に加えて、洪水・地震等の自然災害による災厄も含まれると解されています。

労働者またはその家族が被災し、または居住地区が避難地域に指定される等により、住居の変更を余儀なくされる場合の費用は、「非常の場合の費用」に該当すると考えられています。

### 3. 既往の労働とは =すでに働いた分のことです。=

「既往」とは、通常は請求の時以前を指しますが、労働者から特に請求があれば、支払の時以前と解されています。労働者との特約がない限り、いまだ労務の提供のない部分についてまで支払う義務はありません（労働者の前借り制度ではありません）。

既往の労働に対する賃金の一部を請求された場合は、請求のあった金額を支払えば足りります。

### 4. 支払の時期・金額算定

賃金の支払時期については、法令の定めはありませんが、非常時払ということの性質上、当然に、遅滞なく支払わなければならないと解されています。

月給や週給で定める賃金の場合は、労基則 19 条に規定する方法によって日割計算して算定します。賃金の性質上締切り日前には計算が困難であるものについては、非常時払の趣旨から、緊急を必要とするため、使用者が善意に概算した金額を支払えば足りると解されています。

## 【事件名】

不当労働行為救済命令取消請求事件  
(INAX メンテナンス事件)

## 【裁判年月日】

平成 23 年 4 月 12 日

## 【法廷名】

最高裁判所第三小法廷

## 【判示事項】

住宅設備機器の修理補修等を業とする会社と業務委託契約を締結してその修理補修等の業務に従事する受託者が、上記会社との関係において労働組合法上の労働者に当たるとされた事例

## 【裁判要旨】

住宅設備機器の修理補修等を業とする会社と業務委託契約を締結してその修理補修等の業務に従事する受託者は、(1)から(5)の事実関係を判断して労働組合法上の労働者に当たる。

- (1) 上記会社が行う住宅設備機器の修理補修等の業務の大部分は、能力、実績、経験等を基準に級を毎年定める制度等の下で管理され全国の担当地域に配置された上記受託者によって担われており、その業務日及び休日も上記会社が指定していた。
- (2) 業務委託契約の内容は上記会社が定めており、上記会社による個別の修理補修等の依頼の内容を上記受託者の側で変更する余地はなかった。
- (3) 上記受託者の報酬は、上記会社による個別の業務委託に応じて修理補修等を行った場合に、上記会社があらかじめ決定した顧客等に対する請求金額に上記会社が当該受託者につき決定した級ごとの一定率を乗じ、これに時間外手当等に相当する金額を加算する方法で支払われていた。
- (4) 上記受託者は上記会社から修理補修等の依頼を受けた業務を直ちに遂行するものとされ、承諾拒否割合は僅少であり、業務委託契約存続期間は1年間で上記会社に異議あれば更新されない。
- (5) 上記受託者は、上記会社が指定した担当地域内においてその依頼に係る顧客先で修理補修等の業務を行い、原則として業務日の午前8時半から午後7時まで上記会社から発注連絡を受け、業務の際に上記会社の制服を着用してその名刺を携行し、業務終了時に報告書を上記会社に送付するものとされ、作業手順等が記載された各種マニュアルに基づく業務の遂行を求められていた。

【金ちゃん先生の一言】形は別会社(請負)でも実質その会社の労働者に当たると判断された事例ですネ。

## 金ちゃん先生行状記「8/29 21世紀日本フォーラム コロナ後の日本」報告

金ちゃん先生は標記フォーラムに2回目の参加をしました。

下記\*ではコロナの別理論を聴きましたよ！【於：大阪キャッスルホテル】

『ご挨拶』 高城修三 芥川賞作家  
『コロナと中国問題』 石平 評論家  
『コロナで激化する世界のパワーゲーム』 村上政俊 元外交官  
『コロナ後の世界と対応策』 原田泰 名古屋商科大学教授

## 写真掲載

\* 『新型コロナ肺炎における考察：ファクターX（集団免疫理論）』  
上久保靖彦 京都大学特定教授  
『総括・討論』 藤本茂 京都外国語大学教授

▼座席は間隔を空けて設置



長引くコロナ禍⇒工夫して開催を！

重要！要確認

## 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました

厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和2年9月1日に、このガイドラインが改定されました。改定後のガイドラインのポイントを数回に分けて紹介します。

### <ガイドラインの目的>

副業・兼業を希望する者が年々増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理等について示す。

### <副業・兼業の現状>

- ・副業・兼業を希望する者は、年々増加傾向にある。
- ・副業・兼業に関する裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされている。
- ・厚生労働省のモデル就業規則でも、「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。」とされている。

### <副業・兼業の促進の方向性>

- ・人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要。副業・兼業は、オープンイノベーションや起業の手段としても有効であり、都市部の人材を地方でも活かすという観点から地方創生に資する面もある。
- ・副業・兼業を希望する労働者については、その希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境を整備することが重要である。
- ・企業及び労働者が、長時間労働にならないように留意して行うことが必要である。

### <企業の対応／基本的な考え方>

- ・副業・兼業を進めるに当たっては、納得感を持って進めることができるよう、企業と労働者との間で十分にコミュニケーションをとることが重要である。
- ・使用者及び労働者は、①安全配慮義務、②秘密保持義務、③競業避止義務、④誠実義務に留意する必要がある。
- ・就業規則において、原則として労働者は副業・兼業を行うことができること、例外的に上記①～④に支障がある場合には副業・兼業を禁止又は制限できることとしておくことが考えられる。

★次号以降で、企業が行うべき労働時間管理や健康管理の内容などを紹介していきます。禁止や制限できる例外事項に該当しない限り、副業・兼業は認めなければならないことに注意し、就業規則の規定を見直しておきましょう。



## 豆知識情報

### 年次有休休暇中の賃金（法39一則25-II III）

①	平均賃金（時間単位年休の場合は、当該平均賃金をその日の所定労働時間数で除して得た額の賃金）
②	所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金（時間単位年休の場合は、当該通常の賃金をその日の所定労働時間数で除して得た額の賃金）
③	健康保険法40条1項に規定する標準報酬月額額の30分の1に相当する金額（時間単位年休の場合は、当該標準報酬月額額の30分の1相当額をその日の所定労働時間数で除して得た金額）

確認

## 名刺の連絡先に広告宣伝のメール等を送ってもよいか？ など Q&Aで見解が示される

個人情報保護委員会から、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』を更新したとのお知らせがありました（令和2年9月1日公表）。次ページ続く

今回の更新で追加されたQ&Aのうち、企業において身近な内容といえるものを一つ紹介します。

**Q** 名刺交換により取得した連絡先に対して、自社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることはできますか？

**A** 個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送られてくることについて、一定の予測可能性があると考えられます。この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。

業務時間外や、事業場外で名刺交換した場合であっても、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺交換を行った場合は、同様に「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。現行の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データを法第16条の規定に違反して取り扱っている場合又は法第17条の規定に違反して取得した場合でなければ、当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求に応じる義務はありませんが、顧客から寄せられた冊子や電子メールの送付の停止等の要求を苦情として扱った上で、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならず（法第35条第1項）、令和2年改正法（未施行）において利用の停止又は消去の請求の要件が緩和されたことにより将来的には対応が必要になる場合があることも踏まえ、適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましいと考えられます。（以下略）

★資料等を送付した後、相手側から、「今後、送付等はやめていただきたい」といった請求があった場合は、上記のQ&Aの後半にあるように、「適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましい」とされていることに注意しましょう。

**重要改正 確定**

## 令和2年度の地域別最低賃金の改定状況 正式に決定！

令和2年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。発効年月日とともに、地域別最低賃金の額をご確認ください。

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
	前年度				前年度				前年度		
北海道	861	(861)	令和元年10月3日	石川	833	(832)	令和2年10月7日	岡山	834	(833)	令和2年10月3日
青森	793	(790)	令和2年10月3日	福井	830	(829)	令和2年10月2日	広島	871	(871)	令和元年10月1日
岩手	793	(790)	令和2年10月3日	山梨	838	(837)	令和2年10月9日	山口	829	(829)	令和元年10月5日
宮城	825	(824)	令和2年10月1日	長野	849	(848)	令和2年10月1日	徳島	796	(793)	令和2年10月4日
秋田	792	(790)	令和2年10月1日	岐阜	852	(851)	令和2年10月1日	香川	820	(818)	令和2年10月1日
山形	793	(790)	令和2年10月3日	静岡	885	(885)	令和元年10月4日	愛媛	793	(790)	令和2年10月3日
福島	800	(798)	令和2年10月2日	愛知	927	(926)	令和2年10月1日	高知	792	(790)	令和2年10月3日
茨城	851	(849)	令和2年10月1日	三重	874	(873)	令和2年10月1日	福岡	842	(841)	令和2年10月1日
栃木	854	(853)	令和2年10月1日	滋賀	868	(866)	令和2年10月1日	佐賀	792	(790)	令和2年10月2日
群馬	837	(835)	令和2年10月3日	京都	909	(909)	令和元年10月1日	長崎	793	(790)	令和2年10月3日
埼玉	928	(926)	令和2年10月1日	大阪	964	(964)	令和元年10月1日	熊本	793	(790)	令和2年10月1日
千葉	925	(923)	令和2年10月1日	兵庫	900	(899)	令和2年10月1日	大分	792	(790)	令和2年10月1日
東京	1,013	(1,013)	令和元年10月1日	奈良	838	(837)	令和2年10月1日	宮崎	793	(790)	令和2年10月3日
神奈川	1,012	(1,011)	令和2年10月1日	和歌山	831	(830)	令和2年10月1日	鹿児島	793	(790)	令和2年10月3日
新潟	831	(830)	令和2年10月1日	鳥取	792	(790)	令和2年10月2日	沖縄	792	(790)	令和2年10月3日
富山	849	(848)	令和2年10月1日	島根	792	(790)	令和2年10月1日	全国加重平均額	902	(901)	—

お仕事  
カレンダー  
10月



10/12

● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10/31

- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2021年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月から9月分の労災事故について）
- 労働保険料の納付（延納2期分）

◆あとがき◆ようやく多少涼しくなりましたね。本当に今年の夏（私の説は地球温暖化による従来の倍増期間の6-9月）はコロナとスーパー猛暑でお互い翻弄されましたネ！ トランプ米国大統領は自国の石油販売等の足かせになる地球温暖化現象の存在を認めませんが、こんな人を再選させていいの！？